



生徒指導部だより

北海道南幌高等学校 生徒指導部

平成29年3月24日<第7号>

◇◇平成28年度終了!! ◇◇

3月24日(金)の終業式をもって平成28年度も終わりました。生徒の皆さんはそれぞれどのような1年だったでしょうか。充実した1年を過ごすことができた人はさらなる飛躍を、そうでなかった人は平成29年度こそは充実した学校生活を送ることができるように、春休み中にしっかりと心構えを整えてください。

4月10日(月)には新入生も入学し、新3年生は最上級生として、新2年生は高校生活で初めて後輩を迎えて、新たな南幌高校のスタートとなります。

春休みは卒業後に向けた進路目標を見定めるよい機会でもあります。新年度、より充実した学校生活を送ることができるように生徒と保護者が話し合う機会を設けていただき、ご指導をお願いします。



◆◆◆平成29年度 始業式は4月10日(月)より◆◆◆

4月10日(月)朝のSHRでクラス全員がそろって挨拶をし、連絡事項をクラス全員が聞くところから高校生活はスタートします。遅刻をしないこと、乱れた髪や服装をせずに登校してください。

○登校時間は8:20です。時間をしっかり守って登校してください。

SHRは8:25からです。

○髪・服装・身だしなみの指導は10日(月)に実施します。

春休み中に髪加工などしないこと。(染色・脱色・パーマなど)

第56回卒業証書授与式

去る3月1日(水)に本校体育館で第56回卒業証書授与式が挙行されました。保護者の方や南幌町長様をはじめとする多くの来賓、そして在校生に見守られながら、3年生26名が晴々しい表情で南幌高校の学び舎から巣立っていきました。

4月からはそれぞれが選択した進学・就職の道において、高校生活3年間で培った経験で活躍し、社会のために貢献してもらいたいと思います。



1 自転車通学について

今年度の積雪は例年より少なく雪解けも進んでいますが、自転車通学については安全確保の面からもう少し様子を見たいと思います。自転車通学を希望する生徒は、くれぐれも始業式からの利用はしないでください。自転車通学解禁につきましては、あらためて学校から連絡します。その際は、必ず事前に「**自転車通学願**」の提出をしてください。また、自転車利用解禁までに自転車の整備・点検(タイヤ・ブレーキ・ライトなど)も行ってください。

2 アルバイトについて

本校におけるアルバイトは許可制で、毎年、許可願の提出が必要となります。保護者、雇主の同意のうえ、「**アルバイト許可願**」を学校に提出して許可を得てください。無届でのアルバイトは厳禁です。校則に反する行為が確認された場合はアルバイトを一定期間中断、もしくは禁止とし、特別指導の対象となることもあります。ルールを守った行動を心がけてください。

春休みの生活心得

3月25日（土）から4月9日（日）まで春季休業となります。

自分でよく考えて正しく判断して行動する「自主・自律」の気持ちを忘れずに、有意義な春休みを過ごして新年度を迎えてください。

1 学 習

- （1）4月からの1年間で真剣に振り返り、自分の目標や課題をしっかりと見つける。
- （2）通知箋で自分の一年間の学習の成果を確認し、来年度はさらに自分を向上させるため、各科目の課題も計画的に学習する。

2 健康管理・身だしなみ

- （1）健康管理は自分の責任。規則正しい生活を心掛け、「夜型」の生活はやめる。
- （2）高校生らしく健康的な身だしなみを心がける。（登校時は制服着用）
- （3）頭髮の染色・脱色・パーマ、眉毛剃り、ピアスの穴あけなどは絶対しない。
＊始業式には「身だしなみ指導（服装・頭髮・化粧・ピアスなど）」を行います。

3 交通安全

- （1）イヤホンで音楽を聴いたり、携帯電話・スマートフォンなどを使用しながらの事故例が多くあります。歩行中など、周囲に気を配り交通安全に努める。
- （2）原付・二輪車、普通自動車などの無免許運転、無断免許取得などは絶対禁止。
＊普通自動車の免許取得は、3学年2学期末試験終了後（12月上旬）から自動車学校通学を許可します。
- （3）家族以外の車には乗らない。乗せてもらわない。

4 友人との交際、携帯電話・インターネットの利用

- （1）他人に迷惑をかけたり、お互い傷つけ合うことなく、相手を思いやる交際をする。
- （2）携帯電話・インターネットに「振り回されない」「携帯中毒にならない」。
＊メール、LINE・Twitterなどで、他人の誹謗中傷（悪口・嫌がらせなど）はしない。
＊個人情報（写真・氏名・誕生日・住所・学校名・クラスなど）は絶対書き込まない。

5 その他の事故防止

- （1）天気急変により、身動きが取れない状況になることもあります。無理のない計画を立て行動すること。
- （2）不審な車・変質者にあつた場合は、すぐに警察に連絡すること。

禁 止 行 為

1 本校「生活心得」の禁止事項にあることなどは絶対にやらない。

- （1）飲酒・喫煙・薬物などの乱用をしてはならない。「誘惑に負けない」
- （2）窃盗・万引き、暴力・ゆすり・たかり・金銭貸借などの行為をしてはならない。
＊もし、被害を受けた場合は、ただちに警察に連絡し、学校にも届けること。
- （3）未成年者立入禁止場所への出入りをしてはならない。

2 外泊・外出

- （1）お互いの保護者の了解のない外泊をしないこと。（無断外泊は禁止）
- （2）外出の際は、午後9時までに帰宅すること。（アルバイトの場合も同じ）

◆◆◆事故・ケガなどがありましたら学校にお電話ください。電話011-378-2248 ◆◆◆

『春休みも「自主・自律」実践できれば本物の成長!!』